

県外の医療機関等で産後ケア事業を自己負担で利用した際、限度額の範囲内で助成を行います。

※利用日の5日前までにオンライン申請が必要なため、余裕をもってご連絡ください。

■対象者：産後ケア事業を利用した時点で、大分市に住民票がある方

■利用回数：宿泊型・デイサービス型・訪問型あわせて7回まで

※県内と県外で利用した回数を合わせて、上限7回までです。



## 利用の流れ

### 1. 事前連絡

利用可能施設を確認するため、医療機関等に予約・利用される前に、事業担当までご連絡ください。産後ケア事業担当 ☎097-536-2516



### 2. 予約

ご自身で、利用を希望する医療機関等に産後ケアを予約してください。



### 3. 申請

必ず利用の5日前までに大分市へ産後ケア事業の申請を行ってください。承認通知書を発行します。



### 4. 利用・支払

産後ケア費用を医療機関等に自費で支払いしてください。

※利用の際に母子健康手帳を提出し、産後ケアの記録ページに実施結果記入をお願いしてください。



### 5. 償還申請

後日償還払いの申請をしてください。（詳細は裏へ）



### 6. 振込

審査後、助成金額を指定口座に振込みます。

※食事代、助成限度額を超えた分や保険適用の費用は対象外です。

# 《償還払いの申請について》

- ◆申請窓口：大分市中央保健センター（大分市保健所 1 階窓口）
- ◆必要な物：
  - ①産後ケア利用に係る領収証書（利用者氏名、産後ケアの種類、利用料（**食事代含まない**）、利用日、医療機関等が記載されたもの）
  - ②母子健康手帳
  - ③印鑑（スタンプ印不可）
  - ④振込先口座を確認できるもの（キャッシュカードや通帳など）
  - ⑤大分市産後ケア事業償還払い申請書兼請求書（申請窓口にあり記入可能。ホームページからダウンロード可能。）
- ◆申請期限：初回産後ケア利用日の翌日より起算し 1 年以内

## 払戻し額

■利用施設で支払った産後ケア事業利用料から自己負担額（※1）を差し引いた金額、もしくは、大分市で定める助成限度額（※2）のいずれか低い方の金額を払い戻します。

（例1：課税世帯）県外利用料：宿泊型1泊2日50,000円－自己負担額4,000円＝46,000円  
助成限度額の30,000円を助成します。

（例2：非課税世帯）県外利用料：デイサービス型10,000円－自己負担額0円＝10,000円  
10,000円を助成します。

サービス区分	階層区分	自己負担額 （※1）	助成限度額 （※2）
【宿泊型】 1泊2日	課税世帯	4,000円	30,000円
	非課税世帯・生活保護等	0円	34,000円
【デイサービス型】 1日	課税世帯	2,500円	16,500円
	非課税世帯・生活保護等	0円	19,000円
【訪問型】 2時間※多胎の場合は 3時間	課税世帯	1,000円	9,000円
	非課税世帯・生活保護等	0円	10,000円